

暴力団排除条項の導入に伴う預金規定等の改定のお知らせ 及びお申込時等の表明・確約のお願いについて

当金庫では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえ、平成 22 年 7 月 1 日以降、当座預金、普通預金、定期預金、定期積金、貸金庫等の各種取引規定に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項（暴力団排除条項）を導入させていただくこととしました。

「暴力団排除条項」とは、お客様が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当金庫の判断により取引の停止または契約を解除させていただくことを定めた条項です。

改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されません。

また、当座預金、普通預金、定期預金、貸金庫等の新規取引お申込みの際には、お客様が反社会的勢力ではないこと等の表明・確約をお願いすることとしております。

なお、本表明・確約をいただけない場合には、お取引をお断りさせていただきます。

なにとぞ、ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

当金庫では、今後も反社会的勢力との取引防止・関係遮断に努めてまいります。

この取扱いに関しましてご不明な点がございましたら、お近くの店舗窓口までお問い合わせください。

以上

平成 23 年 3 月

